

役員報酬及び費用に関する規程

第1条 この規程は、公益社団法人兵庫県畜産協会の定款第27条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 専務理事とは、定款第21条第2項に基づき置かれる者をいう。

(3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

第3条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 専務理事の報酬は、別表第1に基づき、総会で決定するものとする。

第4条 専務理事の報酬は、月額をもって毎月一定の決まった日に支払うものとする。

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第6条 専務理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

第7条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別に定める旅費規程に基づき支払うものとする。

第8条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益社団法人兵庫県畜産協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行する。

別表第1(第3条関係)

役員区分	勤務形態	月額報酬
専務理事(常勤)	週5日	700,000円以内